

コロナ禍で開催された東京オリンピックに続き、オミクロン株の感染拡大の中、北京冬季オリンピックが閉幕しました。連日日本人選手の活躍をテレビの前で観戦をされた会員のみなさまも多かったかと思います。三回目のワクチン接種も全国各地で始まりまだまだ落ち着かない日々が続いていますが、引き続き感染対策を行っていきましょう。



■講演会を開催しました

2月19日(土)、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、尚絅学院大学大学院特任教授・東北大学名誉



長谷川 公一氏

教授の長谷川公一さんをお招きし、講演会「気候変動と消費者」を開催しました。オンライン参加を含め34人が参加しました。長谷川氏は、「気候危機に消費者として、市民として出来ることはたくさんある。コロナ問題と気候変動問題の類以性は、世界が直面する危機であり、国際的な連携、協力の不可欠性、出口の不確定性や産業活動・日常生活の全ての局面に関連し、似ている問題が多く、今後次々と問題が連なり重なり続く問題となるだろう。」と話されました。また、温室効果ガス問題や日本の実情、これから私たちは何をすべきか、政策、対応策についてもお話いただきました。「気候変動・気候危機は遠いどこか、遠い未来の問題と

考えているかもしれないが、すでに雨の降り方の変化や温室効果ガスの増加といった形で、地球全体の危機を迎えている。私たちは、環境問題など、国任せ、企業任せでよいのかを考え、消費者市民として省エネ行動に踏み出す必要がある。また、政府の政策に耳を傾けるのも大切」とも話されました。



会場の様子

■検討委員会活動報告

昨年11月発行のニュース第44号に続き、申入れ活動や差止請求訴訟についてご報告します。検討委員会は、学者、弁護士、司法書士、消費生活相談員などの専門家から構成されています。ネットとうほくに寄せられた情報や資料を分析するなどして、事業者の問題点の把握し、事業者に対する申入れや要請等で法律上の問題点を指摘して、法に違反しないよう修正を求める活動を行っています。活動のきっかけとなる事案の情報は市民の皆様から寄せられるものも多いのですが、最近では、整骨院や整体業者等の広告の問題が相当数、寄せられています。



そもそも、柔道整復師法は、患者の身体及び経済的利益の保護の見地から、同法第 24 条で、広告できる範囲を同法及び厚生労働大臣が指定する項目に限定されております。しかし、実際の広告には「最高の技術」や「割引キャンペーン」など、このような法で認められる範囲に含まれてはいないものも少なくありません。

また、効能・効果についても、「〇〇が治ります」や「根本改善」など、医学的根拠が認められるのか、大いに疑問がある広告もあります(そもそも、整骨院の施術で医学的効能をうたうこと自体に問題があります)。

「小顔矯正」と称する役務については、2016 年 6 月に、消費者庁が、景品表示法の不当な表示に当たるとして措置命令を発出し、改善を求めています。また、ネットどうほくの取り組みの結果、整骨院の広告から「頭痛をとりたい」との表示が削除された例もあります。

その一方で、「頭蓋骨矯正」「骨盤矯正」など、多くの事業者が使用している用語もあり、このような広告が、適格消費者団体の申入れ等の対象となるのかなど、検討すべき課題も多いと感じています。難しい問題ではありますが、市民にとっても身近な広告ですので、テーマの一つとして引き続き取り組んでいきたいと思っております。

ネットどうほくの活動の成果は、ホームページの「申入れ等活動」に掲載しておりますので、是非ご覧ください。



■2021 年度第 5 回「ネットどうほく消費者被害事例ラボ」(消ラボ)を開催しました

2022 年 1 月 20 日(木)18 時 30 分 から、仙台弁護士会館において、2021 年度第 5 回消ラボを開催し、Zoom での参加も含めて 23 名の参加がありました。

今回は、「詐欺的な定期購入契約にどう対応するべきか」をテーマに、尚綱学院大学の栗原由紀子教授が講義を行いました。

詐欺的定期購入契約とは、1 回分を無料または定額のお試しと強調しているにもかかわらず、実際には複数回にわたる定期的な購入であることや総額でいくらかかるのかを認識しづらい形で広告し、あたかも安い金額もしくは無料で商品を試すことができると消費者を誤認させ、契約させる消費者被害の類型です。国民生活センターのまとめによれば、2020 年には 5 万件を超える相談が寄せられたとのこと。



講師 栗原由紀子教授

トラブルの類型として、購入回数に条件を付けて中途解約を認めないもの、解約の手数料を高額に設定しているもの、電話を受け付けづらくしたり SNS での解約案内を複雑にさせたりして、解約の意思表示を困難にさせるもの等が報告されているとのこと。

そして、行政処分や各適格消費者団体からの申入れ等の内容が紹介された後、詐欺的定期購入を防ぐ



ための法的な規制、行政の定めたガイドラインなどの検討がなされました。

近時の被害を受け、特商法の「意に反して契約の申込みをさせようとする行為」のガイドラインが改訂されるなど、令和3年に特定商取引法が改正になった点などにも触れました。

意見交換では、通販にクーリング・オフ制度を導入することができれば望ましいといった根本的な解決を求める意見や、解約方法を電話に限ることが消費者契約法10条違反といえるかどうかについての議論がなされました。また、前述したガイドラインの改定や特商法の改正によって、被害自体は少なくなっているのではないかと、といった相談現場の実情も報告されました。

次回は、3月17日(木)18時30分から、「金融サービス仲介業の利用者保護について」をテーマに、山形大学の小笠原奈菜教授が講義を行います。

引き続き、zoomでの参加も受け付けております。会員の皆さまは是非ご参加ください。

■2021年度ネットとうほく電話相談結果概要報告

ネットとうほくでは、今年度、9月から2月にかけて、月2回の消費者被害に関する電話相談・情報収集業務を行いました。当団体に所属する弁護士の他、仙台弁護士会に所属する消費者問題に精通した弁護士も対応にあたりました。

期間を通じて、全部で37件の相談が寄せられました。内容としては、身に覚えのない高額請求や、行政書士との支払い費用に関するトラブル、携帯の決済アプリでの不正請求事案など、多種多様にわたりました。また、賃貸借契約の一方的な解除への対応、土地の売買契約に関する相談など、不動産取引に関する相談も目に付きました。



当団体では、来年度も複数回電話相談を実施する方向で検討しております。会員の皆様におかれましてはご協力の程、よろしくお願いいたします。

■会員の皆様へのお知らせ ～2022年度通常総会～

ネットとうほく2022年度通常総会を下記の通り開催いたします。ネットとうほくの活動を振り返るとともに2022年度の活動計画を決定する大事な総会です。新型コロナウイルス感染防止対策を行った上で開催いたしますので、是非ご参加下さい。詳細は5月上旬発送予定の「ご案内」をご覧ください。

総会終了後には、総会記念企画講演会を行う予定です。

日時：2022年6月25日（土）10:30～12:30

場所：仙台弁護士会館4階ホール（仙台市青葉区一番町2丁目9-18）

■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、理事・検討委員の小野寺友宏弁護士です。

ネットとうほくが、株式会社防災センターを相手方に提起した差止請求訴訟の仙台高裁判決については、前回発行のニュース 45 号でご報告しましたとおり、2021 年 12 月 16 日、中途解約をした顧客に残余代金の一括払義務を課す条項をはじめとする全ての契約条項や勧誘行為等の差止めが認められ、ネットとうほくが全面勝訴いたしました。判決の認定内容も画期的で喜びもひとしおですが、いろいろ考えさせられることも多かったので、リレーエッセイの順番が回ってきた機会にお話したいと思います。

弁護士の仕事の中心は「裁判」というイメージを持った方が多いのではないかと思います。弁護士が依頼を受ける多くの事件のうち、裁判に至るものは割合的には少なく、一般的には裁判前の話し合いで合意(示談等)が成立して解決する事案の方が多数です。また、裁判に至っても、判決に至る前に裁判上の和解による解決の方が割合的にはかなり高いので、年間に裁判所で判決をもらう事件はほぼ一桁台です。弁護士にとって裁判所の判決は、全てが納得のいくものではありません。ですので、勝訴で内容も画期的なおかつ社会的にも意義がある判決というのは、ほとんどの弁護士にとって生涯でもそれほどたくさんあるものではないのだらうと思います。防災センター高裁判決は、このような意味で、私たち弁護団にとってとても貴重な判決です。

この裁判は、判決に至る経過の中で、多くの関係者の協力が得られたという点も特筆すべき事情と思います。特に、行政機関に集められた防災センター被害者からの苦情相談や行政処分との関係記録は、裁判で被害実態を明らかにする上で非常に有益でした。また、契約書の条項を無効とするための法理論として、消費者法分野の第一人者である河上正二先生からも意見書や貴重なアドバイスをいただきました。このように、本判決は、消費者行政や消費者法分野に携わる多くの方々や、ネットとうほく事務局の皆さんの支えなど、弁護団を取り巻く方々の総力を結集できた結果のように思います。

判決の内容は、個別条項の差止めにとどまらない、悪質商法それ自体の抜本的な差止めによる被害の根絶を期待させるものです。個別の悪質商法被害への対応としては、被害回復のための損害賠償請求が主な取り組みですが、それと並行して適格消費者団体による差止め請求訴訟を起こすなども十分に考えられると思います。こうした観点から、今後は被害対策弁護団との連携なども探っていくべき課題のように感じております。

【発行元】 内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定 NPO 法人 消費者市民ネットとうほく事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木 702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp